

⑭ 飲用井戸水の水質検査を受け付けています 申・問 環境政策課(内線 126)

市では、検査機関で行う飲用井戸水の水質検査を受け付けています。検査を希望する方には、専用容器をお渡ししますので、事前に受付場所で容器をお受け取りください。

設置者が自らの責任で、井戸の衛生管理を適切に行うことが大切です。定期的に(1年に1回)水質検査を受けましょう。

地区	受付場所	受付時間
笠間	市役所 笠間支所 地域課(笠間市笠間 1532)	午前 10 時～11 時
友部・岩間	市役所 本所 環境政策課(笠間市中央 3-2-1)	午前 9 時～11 時

検査受付日 月 1 回 第 3 火曜日 ※12 月は第 2 火曜日、3 月は第 4 火曜日

7 月 19 日	8 月 16 日	9 月 20 日	10 月 18 日	11 月 15 日	12 月 13 日	1 月 17 日	2 月 21 日	3 月 28 日
----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	----------	----------	----------

検査内容 13 項目検査：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、鉄およびその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、有機物、PH 値、味、臭気、色度、濁度

検査費用 8,250 円 ※ヒ素や鉛の検査は、別途 3,300 円かかります。

申込方法 事前に受付場所で容器をお受け取りいただき、井戸水を入れた容器と検査費用を受付日にお持ちください。検査結果は、受付後 10 日程度で自宅に郵送されます。

⑮ 保健センター精神保健事業のご案内 申・問 保健センター TEL 0296-77-9145

〇こころの相談室 7～9 月分

こころの悩みやひきこもりの問題など、本人や家族の方の相談を精神保健福祉士との個別面談でお受けします。事前予約制で、相談内容については秘密を厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日時		場所
7 月 19 日 (火)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	市役所 笠間支所(笠間市笠間 1532)
8 月 18 日 (木)	午後 2 時～4 時	保健センター(笠間市南友部 1966-1)
9 月 13 日 (火)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	地域福祉センターいわま(笠間市下郷 4438-7)

〇こころのデイサービス 友(TOMO)

こころの病を持つ方を対象にグループ活動を実施しています。参加には医師の意見書が必要ですので、事前にご相談ください。

日時 水曜日または木曜日(月 2 回) 午前 10 時～午後 2 時

場所 保健センター(笠間市南友部 1966-1)

対象 回復状態にある精神障害者で就労に自信のない方や家にひきこもりがちな方

内容 作業療法士や保健師との創作活動(手芸、工作等)、調理実習、レクリエーション、個別相談

※「令和 4 年度保健センター年間予定表」P15 をご覧ください。

⑯ 一定規模以上の建築行為等には景観に関する届出が必要です

問 都市計画課(内線 586)

市では、地域の特性を活かした景観形成を図り、市の魅力向上や地域活性化につなげていくため、良好な景観形成の基本的な考え方となる笠間市景観計画及び景観条例を定めています。

景観計画では、良好な景観形成に影響をおよぼすと考えられる、一定規模以上の建築物の建築や地上に設置する太陽光発電施設を含む工作物の建設、開発行為などを行う場合には、景観法及び景観条例に基づき、市への行為の届出と景観計画に定める景観形成基準への適合が必要となります。

届出の手続きや景観形成基準などの詳細は、市ホームページをご覧ください。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。